

大学図書館近畿イニシアティブ運営要綱

令和2年8月31日 改訂
平成24年7月4日 改訂
平成21年6月23日 改訂
平成21年3月27日 改訂
平成19年4月1日 改訂
平成18年9月21日 改訂
平成17年6月21日 制定

(趣旨)

第1条 国立大学図書館協会近畿地区協会、公立大学協会図書館協議会近畿地区協議会、私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会、同阪神地区協議会及び私立短期大学図書館協議会近畿地区協議会は、近畿地区の大学図書館（大学共同利用機関等を含む、以下同じ）において、国公立の設置形態を超えて共同で実施することが適当な事業等を行うため、近畿地区の大学図書館の連携・協力組織として、「大学図書館近畿イニシアティブ」（以下、「近畿イニシア」という。）を組織する。

(事業)

第2条 近畿イニシアは、次の各号の事業を実施する。

- (1) 近畿地区の大学図書館のために共同で実施することが適当な事業
- (2) 近畿イニシアの活動に関する広報
- (3) その他、運営委員会において合意した事業

(運営委員会)

第3条 近畿イニシアの審議の場として、運営委員会を設置する。

(運営委員会の構成)

第4条 運営委員会は、国立大学図書館協会近畿地区協会が選出する3館、公立大学協会図書館協議会近畿地区協議会が選出する2館、私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会が選出する2館、同阪神地区協議会が選出する2館及び私立短期大学図書館協議会近畿地区協議会が選出する1館（以下、「委員館」という。）をもって構成する。

- 2 委員館が欠ける場合は、速やかに後任の委員館を選出するものとする。
- 3 委員館の任期は、6月1日から翌々年の5月31日までの2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の委員館の任期は、前任館の残任期間とする。
- 4 委員館は運営委員各2名を選出するものとする。ただし、私立短期大学図書館協議会近畿地区協議会が選出する委員館の運営委員は1名とする。
- 5 第6条第3項に定める専門委員会の主査は運営委員会に出席し、専門委員会の活動内容の報告及び事業企画案の提案を行なう。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、委員館の互選により選出された委員長館が指名する代表者をもって充てる。

- 2 委員長は、必要に応じて運営委員会を招集し、議事を統括する。
- 3 委員長館の任期は、委員館としての任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員会)

第6条 運営委員会は、必要に応じ、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、運営委員会で決定する担当委員館2館から指名される各1名の専門委員と、その他の専門委員で構成する。
- 3 専門委員会に主査を置く。主査は、専門委員の互選により選出する。
- 4 主査は、専門委員会を招集し、議事を統括する。
- 5 その他、専門委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(監事館)

第7条 近畿イニシアに、監事館2館を置く。

2 監事館は、委員館のうち、委員長館の所属する地区協（議）会とは異なる2地区協（議）会から各1館を選出する。

3 監事館は、近畿イニシアの会計を監査し、監査結果を運営委員会に報告する。

4 監事館の任期は、委員長館と同一の期間とする。

(賛助会員)

第8条 近畿イニシアに、賛助会員を設ける。

2 賛助会員は、近畿イニシアの活動に賛同する個人もしくは団体等で、会員になるにあたっては運営委員会の承認を得るものとする。

3 賛助会員は、運営委員会が別に定めるところにより近畿イニシアの活動や事業に参加することができる。

4 近畿イニシアは、必要に応じて賛助会員の周知を図る。

5 その他、賛助会員についての必要な事項は、運営委員会において別に定める。

(寄付)

第9条 近畿イニシアは、近畿イニシアの活動に賛同する個人もしくは団体等からの寄付を受けることができる。

(事務局)

第10条 運営委員会の事務局は、委員長館に置く。

(改 廃)

第11条 運営要綱の改廃には、運営委員会で委員館の三分の二以上の賛成を必要とする。

(その他)

第12条 その他、運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(附 則)

1. この要綱は、平成17年6月21日から施行する。

2. 第4条第2項の規定にかかわらず、最初の委員館の任期は平成19年3月31日までとする。

3. この要綱は、平成18年7月1日から施行し、平成18年4月1日に遡って適用する。

4. この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

5. この要綱は、平成21年3月27日から施行する。

6. 平成19-20年度の運営委員会委員の任期は平成21年5月31日までとする。

7. この要綱は、平成21年6月23日（改訂日）から施行し、平成21年6月1日に遡って適用する。

8. この要綱は、令和2年8月31日（改訂日）から施行し、令和2年6月1日に遡って適用する。

(了解事項)

1. 第4条第4項については、やむを得ない事情がある場合、委員館からの運営委員を1名でも可とする。

(附 則)

この了解事項は、平成25年6月1日から施行する。